

債権譲渡による資金調達をお考えの企業の皆様へ

ご存知ですか？

# 債権譲渡登記制度

## 債権を譲渡したときは？

金銭債権を譲渡したことを第三者に対抗するためには、原則として、確定日付ある証書によって債務者に通知するか、又は債務者の承諾を得なければなりません。

でも…

通知などの手続は、多数の債権を一括して譲渡するような場合に全ての債務者に行うとすると、手続・費用の面で負担が重くなり、実務的に対抗要件を備えることが難しくなります。

そこで！

## 債権譲渡登記制度

をご利用ください！

法人がする金銭債権の譲渡などについて、法務局で登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えることができます。

登記の申請は  
東京法務局で受け付けています

【東京法務局民事行政部債権登録課】

東京都中野区野方1-34-1

東京法務局中野庁舎3階

TEL 03-5318-7639

【法務省ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/MINJI/saikenjouto-index.html>

債権譲渡登記

検索

譲渡時点で債務者が  
特定していない未発生  
の将来債権の譲渡について  
登記することも可能！

登記の申請は、便利な  
「事前提供方式」で！

詳しくは裏面をご覧ください

法務省民事局

## 登記の申請の方法

書面申請（窓口又は郵便等による送付申請）のほか、オンライン申請、事前提供方式による申請が可能です。

おすすめ  
します

## 事前提供方式による申請

登記することになる情報（登記事項）をあらかじめオンラインで送信（電子署名は不要）した上で、それ以外の情報は書面で提出する方式です。

メリット

- ① 送信した登記事項について申請前に相談ができます。
- ② コスト削減になります。  
書面申請の場合は登記事項を記録したCD-Rなどが必要となりますが、事前提供方式の場合は不要です。
- ③ 申請受付後、手続終了や登記番号のお知らせをオンラインで確認することができます。

【事前提供方式に関する詳細は、法務省ホームページをご覧ください】

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00080.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00080.html)

※登記事項の送信は、登記・供託オンライン申請システムを利用して行います。

【登記・供託オンライン申請システム】

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

## 登記・証明書の種類

（詳細は法務省ホームページをご確認ください。）

登記の種類	登記の内容	登録免許税額	
債権譲渡登記	債権の譲渡の事実を登記するもの	1件につき	債権個数が5,000個以下の場合 7,500円(※)
質権設定登記	質権の設定の事実を登記するもの		債権個数が5,000個を超える場合 15,000円
延長登記	債権譲渡登記・質権設定登記の存続期間を延長するもの	1件につき	3,000円(※)
抹消登記	債権の譲渡又は質権の設定が効力を失った場合等に登記を抹消するもの	1件につき	1,000円

※登録免許税額は、租税特別措置法第84条の4の規定により軽減された額です。

証明書の種類	記載される内容	請求できる方	請求先	登記手数料額(※1)
登記事項証明書	登記事項の全部	当事者・利害関係人等のみ	債権譲渡登記所 (東京法務局 民事行政部債権登録課)	500円
登記事項概要証明書	登記事項のうち、個々の債権を特定する事項を除いた事項	誰でも可		全国の商業登記所・ 不動産登記所・ 法務局証明サービスセンター(※2)
概要記録事項証明書	債権譲渡登記の概要 (譲渡人又は質権設定者として登記されている会社・法人ごと)		300円	

※1 登記手数料額は、窓口請求又は郵便等による送付請求の場合の額です。

※2 概要記録事項証明書は、商業・法人登記又は不動産登記を取り扱っている全国の登記所（法務局）及び法務局証明サービスセンターに対して請求することができます。

